

翌々三日林專務ハ代表ヲ召致シテ要求全部ヲ拒絶セリ
ハ経 過

(1) 勞働者側

A 印刷工聯合會ニテハ三日工場附近ニ

「今日八回答日ケ用意ハヨイカ」

「交渉ハ決裂ケ全員ストライキニ参加シヨ」

ト題スルニ種ノビラヲ撒布セリ

B 三日拒絶ノ回答ヲ受クルルニ爭議参加者ハ全員急

業シ工場内ニテ對策ヲ協議セリ

C 文運工九名ハ三日會社ハ切實ニ慮シ爭議團ヲ脱

シぬ三名ハ辭職ヲ申出ダリ

(2) 事業主側

A 要求書ノ提出アルニ會社ハ爭議参加者ノ切實ニ

努メ三日急業ニ入ルト共ニ爭議参加者ヲ工場ヨ

リ退去セシメタリ

B 四日爭議ノ首謀者ト認メラル、機械工四名ニ對

シ解雇ヲ言渡シタリ

C 任意辭職ヲ申出タル三名ニ對シ法定解雇手當ノ

外金一封トシテ百三十四宛ヲ支給ス

九 解 決

解雇ニラレタレ四名ハ狀勢ノ不利ヲ察シ

五日午前八時林專務ト會見復職ヲ交換條件トシテ要

求メ撤退ヲ申出テ林專務モ之ヲ容認シ解決ヲ告ケタリ

右及中(通)報候也